

# 認定こども園って どんなところ？

## | 認定こども園とは

□幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つことで教育と保育を一体的に行ない、地域の子育て支援も行なう施設のこと。

### 0～2さい

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者（3号認定）

### 3～5さい

利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、なつやすみなどの長期休業中の預かり保育などを実施。
利用できる保護者	制限なし。保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も継続して利用可能。ただし、施設ごとに1号認定の年齢別定員数、2号認定の年齢別定員数がある。

## | 松本やまびこ保育園は認定こども園になったらどう変わるの？

今までは幼稚園に通う選択肢しかなかった1号認定のお子さんもお預かりすることが可能です。また、現在2号認定で入所していただいている保護者の就労状況が変わり、1号認定になった場合も継続して利用いただけます。ただし、どちらの場合も1号認定の枠に余りがある場合に限りしますので、まずは園にご相談ください。



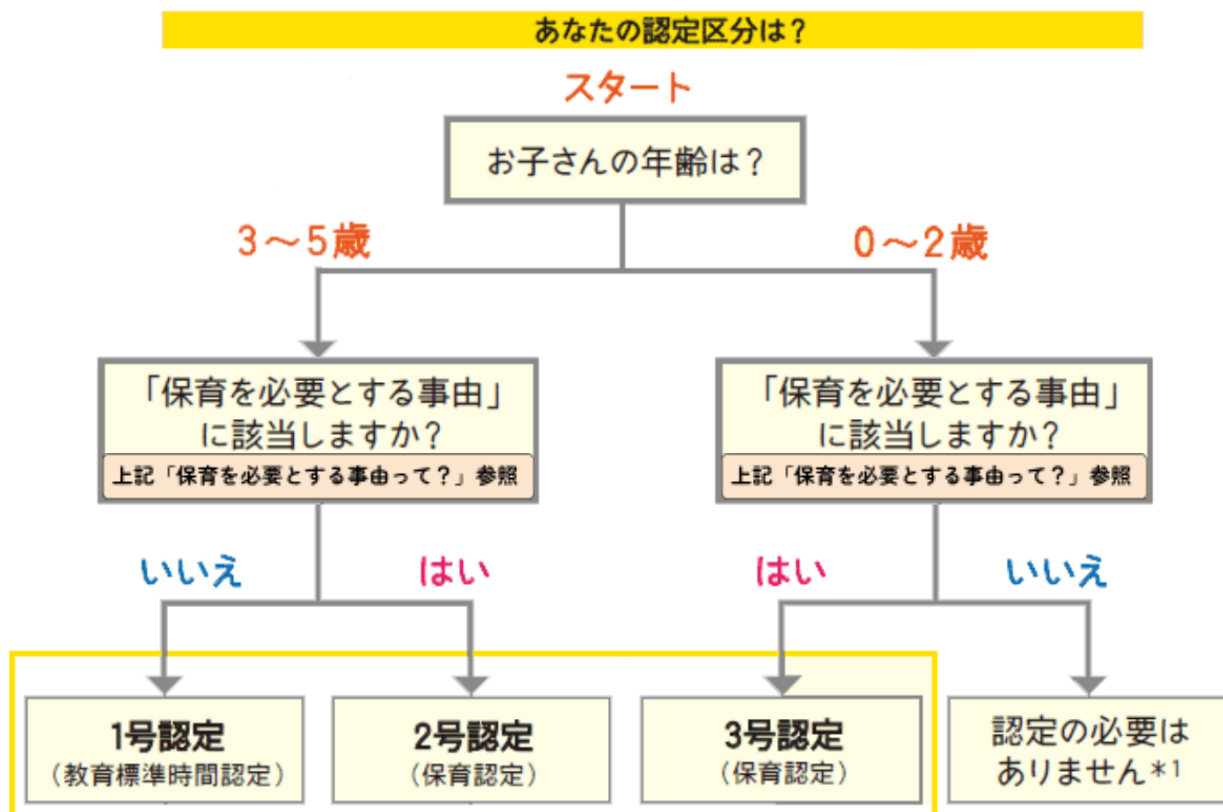
## | 1号認定、2号認定、3号認定ってなに？

幼稚園、認定こども園、保育所など施設の利用を希望する場合は、**お住まいの市町村で支給認定を受ける必要**があります。支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性（保育を必要とする事由）に応じて、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、利用できる施設や時間などが変わります。

## | 保育を必要とする事由って？

「保育を必要とする事由」とは、フルタイムのほか、パートタイム・夜間・居宅内での労働など、基本的にはすべてのケースを含む就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学（職業訓練所等における職業訓練を含む）などです。まずは、次のページのチャートでご自分がどの区分に該当するか確認してみましょう。

## 認定区分



※ 内閣府HP「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」(平成28年4月改訂 版)より